

雨水貯留施設の管理に関する協定書

船橋市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、乙が所有し管理する雨水貯留施設(以下「施設」という。)の管理に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)
第1条 この協定書は施設管理者である乙が適切な管理を行うことにより、放流先の下水道施設等に対する負荷を軽減させることを目的とする。

(定義)
第2条 この協定において施設とは、敷地内の雨水を一時的に貯留させることにより、流出を抑制する構造のものをいう。

(施設の所在及び種類)
第3条 乙が所有し管理する施設は次のとおりとする。

- 所在地 船橋市
- 施設の種類

(管理及び保全)
第4条 乙は常に善良なる管理者の注意をもって施設の管理及び保全を行うものとし、次の各号の一切の業務を遂行しなければならない。
(1) 施設の雨水流出入口の点検、清掃
(2) 施設内外の危険防止対策とその処置
(3) 施設の損壊防止及び除草、臭気対策

(費用負担及び賠償責務)
第5条 この協定を履行することに要する費用及び、第三者に損害を与えた場合の賠償責務は乙が負うものとし、その費用等はすべて乙の負担とする。

(施設への立ち入り)
第6条 甲は、この協定に基づき必要と認めたときは、施設の立ち入りができるものとし、乙はこれに協力するものとする。

(位置等の変更)
第7条 乙は、施設の位置もしくは種類を変更しようとする場合は、事前に甲と協議するとともに、同一敷地内に同等の機能及び容量をもった施設を確保しなければならない。

(地位の承継)
第8条 乙は、施設を第三者に譲渡するときは、施設の機能及び容量を確保することを書面にて明示し、厳守させるとともに、この協定に基づく乙の地位をその者に承継させるものとし、承継の日から30日以内にその旨、甲に通知しなければならない。

(廃止・撤去)
第9条 将来計画に基づいた下水道施設の整備により、施設を存置させる必要がないと認められる場合は、甲、乙協議により施設の廃止もしくは撤去することができる。
2 前項により廃止もしくは撤去する場合の費用は乙の負担とする。

(協定の期間)
第10条 この協定の期間は、この協定の締結の日から第3条に定める施設の存続期間とする。

(協議)
第11条 この協定に定めない事項または、この協定について疑義が生じたときは、甲、乙協議し解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 船橋市湊町2丁目10番25号
船橋市
船橋市長 松戸 徹 印

乙
印